

## 8 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会文書取扱要綱

### (趣旨)

第1条 青森県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）における文書の収受、処理、保管、保存、廃棄等の取扱いに関しては、青森県文書取扱規程（平成25年9月27日青森県訓令第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (文書の取扱い)

第2条 事務は、文書により処理をすることを原則とする。

2 文書は、正確かつ迅速に取り扱い、常に処理結果を明らかにし、事務が円滑かつ適性に行われるようにしなければならない。

### (職印等の種類及び規格)

第3条 推進委員会の文書の施行に当たっては、推進委員会委員長の職印及び推進委員会の機関印（以下「職印等」という。）の2種類を用いることとし、そのひな型及び寸法は、別表のとおりとする。

### (職印等の管理者)

第4条 職印等の管理者は、青森県健康福祉部健康福祉政策課地域福祉推進グループマネージャーとする。

### (管理の方法等)

第5条 職印等は、堅牢な容器に納め、錠を施し、一定の場所に置き、その取扱いは厳正を期さなければならない。

2 職印等は、管理者の承認を得た場合のほか、前項の場所以外に持ちだしてはならない。

### (職印等の調製、改刻及び廃止)

第6条 職印等の調整、改刻及び廃止は、青森県健康福祉部健康福祉政策課において行うものとする。

### (文書の記号)

第7条 施行する文書に付する文書記号は、「青評委」とする。

### (施行事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、推進委員会委員長がこれを定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。